

# 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成25年3月1日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託
- (2) 諸条件 別紙の入札条件のとおり

## 2 入札参加資格

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※ 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、

その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。

これを代理人・支配人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監査又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、機構の入札参加資格に関する事前審査を受けこれに合格した者であって、かつ平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「役務等」の「その他」に登録された者であること。
- (4) 下記の入札説明会に参加した者または入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札説明会の場所及び問い合わせ先等

#### (1) 入札説明会の日時及び場所

平成25年3月8日（金） 13：30より

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

※出席を希望する場合は、その旨を下記宛に平成25年3月7日（木）17時までに「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」説明会出席届をFAXにより送信すること。ただし、出席者は各社2名までとする。

## (2) 問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 中司（なかつかさ）

E-mail nakatsukasa@alic.go.jp

TEL 03-3583-9804

FAX 03-3584-1246

## (3) 入札説明書

入札説明書等資料は（１）の説明会において配布するほか、下記の期間において上記（２）の問合せ先で配布する。

・配布期間 平成25年3月11日（月）～3月19日（火）

## 4. 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年3月21日（木） 15時30分～、入札後開札

(2) 場所 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

## 5. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うためご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること  
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

## (3) 当方に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

## 6. その他

### (1) 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (3) 契約書の作成の要否

要

### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求

められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」の開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(別紙)

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴 あて

住 所

法人名

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」説明会への出席を希望します。

なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

※ 出席者が複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて所属・役職等を入力して下さい。

## 入札条件

平成25年度に独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」の入札条件は下記のとおりとする。

### 記

#### 1 委託内容

別紙仕様書のとおり

#### 2 受託者の条件

##### (1) 複写利用の許諾

対象となる著作物に対して、複写利用の法的問題を当該権利者若しくは包括的に了解を得ることのできる著作権管理団体との間で解決してあること。

##### (2) 著作権の許諾について権利者等との間で解決してある旨を明らかにする書面の写しを提出すること。

#### 3 入札書の記載事項

入札説明会等において配布する入札心得の様式第1号のとおり。なお、入札書には、経費の合計金額を記載すること。

#### 4 契約期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

#### 5 契約価格

入札書に記載の契約単価とする。

#### 6 契約の解除等

受託者が本条件に従わない場合、若しくは機構の都合によりこの業務を中止又は廃止する場合は、機構は本条件に基づく契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

#### 7 契約書

別添2のとおり。

## 仕 様 書

### 1. 件名

平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託

### 2. 業務概要

独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部の担当者の指示に基づき、別に定めるキーワードを含む新聞記事のクリッピング及び配信等を行う。

### 3. 業務期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

### 4. 業務内容

#### (1) 新聞記事のクリッピング

前日の夕刊及び当日の朝刊の新聞から記事を抽出し、機構の指定した分野ごとに分類する。

#### (2) 納品

分類した記事の見出し情報（前日の夕刊を含む）を、当日の9時30分までに直接電磁的方法によって機構の指定した場所に送信する。

また、当該見出し情報の中から、機構が電磁的方法によって指定した記事の本文を、直ちに電磁的方法等によって納品する。

### 5. 対象となる著作物

日本経済新聞、日経産業新聞、日経MJ（流通新聞）、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、朝日新聞、東京新聞および日本農業新聞の各紙で、夕刊を発行している場合はこれを含む。

### 6. 抽出する記事に含まれるキーワード及び分類方法

別紙1のとおり

### 7. その他

機構担当者から、キーワード及び分類方法の変更等の指示を受けたときは、速やかに変更・追加等を行う。

また、本業務に関して生じた不明な点、又は定めのない事項については、速やかに機構担当者に連絡し、指示に従うこととする。

クリッピング抽出対象記事のキーワード

新聞記事に、以下の単語のうち、左側のORのグループ1のいずれかに属する単語および右側のORのグループ2のいずれかに属する単語が含まれるもの。

分野	キーワード					
	ORのグループ1		AND	ORのグループ2		
畜産	畜産	牛乳		AND	WTO	被害
	酪農	乳製品	FTA		災害	牧場
	乳業	バター	EPA		生産	流通
	飼料	脱脂粉乳	TPP		消費	担い手
	食肉	チーズ	補助金		輸入	新規参入
	牛肉	全脂粉乳	口蹄疫		輸出	価格
	豚肉	とうもろこし	農畜産業振興機構		6次	耕畜連携
	鶏肉	羊	鳥インフルエンザ		震災復興	
	鶏卵	肉牛	BSE		ブランド化	

分野	キーワード					
	ORのグループ1		AND	ORのグループ2		
野菜	野菜	種子		AND	中国	災害
	施設	種苗	輸入		出荷	担い手
	園芸		輸出		消費	高付加
	葉菜類		農畜産業振興機構		生産	ブランド化
	果菜類		JA		新規参入	
	根菜類		市場		6次	
	土もの類		戸別所得補償		加工用	
	食育		農工商連携		業務用	
			被害		価格	

分野	キーワード					
	ORのグループ1		AND	ORのグループ2		
砂糖	砂糖	メープル		AND	米国	被害
	さとうきび	白糖	メキシコ		災害	価格
	てん菜		豪州		農畜産業振興機構	沖縄
	甜菜		ブラジル		戸別所得補償	調製品
	粗糖		WTO		鹿児島	インド
	甘味		FTA		生産	耕畜連携
	バイオエタノール		EPA		消費	輪作
	異性化糖		TPP		輸入	CAP
	加糖		ビート		輸出	EU

分野	キーワード					
	ORのグループ1		AND	ORのグループ2		
でん粉	でん粉	サゴ		AND	CAP	被害
	澱粉	さつまいも	共通農業政策		災害	鹿児島
	キャッサバ	タピオカ	農畜産業振興機構		生産	耕畜連携
	馬鈴薯		戸別所得補償		消費	輪作
	ばれいしょ		輸入			EU
	甘藷		輸出			担い手
	かんしょ					新規参入
	コーンスターチ					
	でんぷん					

(注) 赤字は平成25年度追加キーワード

## 入 札 心 得

(総 則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の契約に係る「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」に関する入札については、この心得によるものとする。

(入 札 等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、仕様書及び契約書等の入札説明書等資料の内容を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）等を表記（様式第2号）し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人によって入札する場合は、その委任状（様式第3号）を持参しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

7 入札に際し代理人を立てる場合、当該代理人は委任状に押印してある代理人の印鑑を持参すること。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、入札後入札公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第7条 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号、以下「契約事務細則」という。）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 ただし、契約事務細則第13条第2項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とはならない場合があり、入札結果を保留する。

3 落札者を保留等した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行なう。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は最初の入札に加わらなかった者及び契約事務細則第17条第2項の規定により入札を無効とされた者は入札に参加できない。

(同価格の入札)

第9条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、当機構から交付された契約書に記名押印の上、速やかに当機構に提出する。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札説明書等の配布書類は、入札時まで当機構に返却すること。
- (3) 入札書等作成に係る費用は、入札参加者が負担するものとする。

(様式第1号)

# 入 札 書

年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構  
理事長 佐藤 純二 あて

住 所  
会社名  
代表者  
(代理人)

印  
印

入札金額 ¥

※入札金額はA欄の合計額を記入すること。

内訳明細

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」

項目	抽出数等による積算	金額	契約単価
クリッピング料金	30 件× 円×30日＝ 円	円	円/件
基本料金	30 件× 円×30日＝ 円	円	円
納品料金	30 件× 円×30日＝ 円	円	円
その他料金	30 件× 円×30日＝ 円	円	円
小計		円	
消費税相当額		円	
合計		A 円	

**【記載注意】**

抽出数等による積算は、100個のキーワードを基に毎日30の記事を抽出した場合を想定して記載すること。

クリッピング料金は、必ず日額で積算すること。

クリッピング料金以外の項目で月額により積算する場合は、項目名に（月額）と追記し、「抽出等による積算」の欄を抹消して金額及び契約単価のみを記載すること。

入札金額には、金額のAの欄の金額を記載すること。

(様式第2号)

## 封印用封筒記載例

封筒表

(独) 農畜産業振興機構 契約事務責任者あて
入 札 書 在 中
入札件名「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る 業務委託」
年月日 平成25年 月 日

封筒裏

印	印	印
住 所		
会社名		
本人又は代表者氏名		印
代理人氏名		印

【注意】 「本人又は代表者印」は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。また、代表者が入札する場合は代表者印を、代理人が入札する場合は代理人印を押印すること。

(様式第3号)

# 委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二 あて

私は、 を代理人と定めて下記権限を委任します。

## 記

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」の入札に関する一切の件

代理人使用印鑑	印
---------	---

住 所

会社名

代表者氏名

印

- 注意：1 代理人使用印鑑は入札書に押印するものと同じものを使用すること。  
2 用紙はA4版とする。  
3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。

# 契 約 書 (案)

「平成25年度新聞記事のクリッピング等に係る業務委託」について、独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 佐藤 純二（以下、「甲」という。）と〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下、「乙」という。）との間に、次の契約条項によって、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 契 約 条 項

### （総則）

第1条 乙は、甲が委託業務に関して提示する公告、仕様書の内容に基づき、委託業務を実施するものとする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （契約金額）

第3条 契約代金については、1件当たりの金額とし、次のとおりとする。

- |             |                   |    |
|-------------|-------------------|----|
| （1）クリッピング料金 | 円（うち消費税及び地方消費税相当額 | 円） |
| （2）基本料金     | 円（うち消費税及び地方消費税相当額 | 円） |
| （3）納品料金     | 円（うち消費税及び地方消費税相当額 | 円） |

### （契約金額の支払）

第4条 契約金額の支払いについて、乙は、記事の件数等の明細を付して、甲に請求するものとする。ただし、受理した乙の支払請求書が不当のため、乙に返送した場合は甲がその返送した日から乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、これを請求期間に算入しないものとする。

### （再委託の制限）

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名、又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

#### (契約の解除)

第6条 甲は、乙が本契約に従わない場合、又は甲の都合により委託業務を中止若しくは廃止する場合、甲乙協議の上、本契約を解除できるものとする。この場合、乙は、甲に対し違約金を請求しないものとする。

2 乙が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、又は甲の業務上必要があると認めた場合には、甲はこの契約を解除することができる。ただし、7号にあっては、何らかの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙から正当な事由により契約解除の申し出があったとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し、若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
- (4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (6) 乙について破産の申し立てがあったとき。
- (7) 乙が第12条の各号のいずれかに該当したとき。

#### (損害賠償責任)

第7条 甲が当該成果物の瑕疵により不要な損害を被った場合は、乙はその損害を契約金額の範囲内で賠償しなければならないものとする。

2 前項において、乙が甲に対して負う責任は、本契約に基づく情報の提供であって、乙が明らかに誤った情報を提供した場合の提案内容の実施に限られるものとする。

3 乙が納品した成果物の運用は、甲の責任において行われるものとする。

(履行遅延に対する違約金)

第8条 甲は、乙が期限内に委託業務を完了しないときは、期限の翌日から完了日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない。

(契約解除による違約金の徴収)

第9条 甲は、第6条第1項の規定(第2号及び第6号を除く)に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に違約金として徴収しなければならない。

(談合等に係る違約金の徴収)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙(法人にあつては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があつた旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。

(5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第11条 甲は、乙が第9条及び第10条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第12条 甲は、乙が第8条、第9条又は第10条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない。

2 乙は、甲が請求期間内に代金を支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

3 前1項及び2項の場合において、支払い遅延が天災地変等やむを得ない理由によるものと認められるときは、当該理由の継続する期間は違約金を指定する請求期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(違約金及び遅延利息の端数処理)

第13条 第8条、第9条又は第10条及び第12条の規定に基づき計算された違約金及び遅延利息の額が100円未満であるときは、その額を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(違約金等の適用期間)

第14条 第8条、第9条又は第10条及び第12条の規定は、この契約が終了した場合においても同様とする。

(違約金等の相殺)

第15条 甲は、乙から取得すべき違約金等があるときは、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

(契約の変更)

第16条 甲は、必要により委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができるものとする。この場合、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(個人情報)

第17条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

(1) 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

(3) 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを行ってはならない。

(4) 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(5) 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 甲は、乙が前条各号の一に違反したとき又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙の責任に帰すべき理由により個人情報が漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

4 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

(1) 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制

(2) 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

(機密の保持等)

第18条 乙は、この契約に基づく委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に基づく委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(乙の義務)

第19条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管し及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。

(乙の権利)

第20条 乙は、法令の制定若しくは改廃又は予期することができない事由等により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合には、甲にその旨及び理由を書面により提出するものとする。

2 前項の場合に、甲は乙の理由をやむを得ないと認めたときは、乙と協議して変更することができる。

(第三者に対する損害)

第21条 乙がこの契約により第三者に損害を与えた場合は、契約金額の範囲内で乙の負担により処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。

2 委託業務に関して第三者と知的財産権について紛争が生じた場合は、すべて乙の責任において処理するものとする。

(調査報告)

第22条 甲は、必要があると認めたときは、本契約に関する実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができるものとする。

(疑義の解決)

第23条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関して、前条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

甲 東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二

乙